

議長・知事への勧告時の委員長発言要旨

令和4年10月17日
鳥取県人事委員会

当委員会では、本日まで、民間給与実態調査の結果や、県内の経済・雇用情勢、国の人事院勧告や他の地方公共団体の状況をもとに、各任命権者や職員団体の意見を聴きながら、本県職員の給与改定について、検討を重ねてきました。

本日、本県職員の給与改定についての内容がまとまりましたので、勧告を行うものです。

1. 月例給

- はじめに、月例給について申し上げます。
- 月例給の公民較差については、県職員給与が県内民間給与を0.34%（1,169円）下回っていました。
- このため、当委員会としましては、地方公務員法第24条第2項に定める給与決定の原則を踏まえ、民間給与との均衡を図るため、月例給を引き上げることが適当と判断いたしました。
- 改定内容としては、本県における初任給等の状況は概ね国と同様であることなどを踏まえ、給料表を本年の人事院勧告による国の俸給表に準じたものへ改定（切替え）し、若年層の水準を引き上げることとしました。
- また、扶養手当について、子に係る手当額を月9,200円から国と同額の10,000円に引き上げることとしました。
- これらの改定は、本年4月分の給与から実施することとしました。

2. 特別給

- 次に、特別給について申し上げます。
- 特別給については、県職員の年間支給月数（3.95月）が県内民間事業所の年間支給月数（4.08月）を0.13月分下回っていました。
- このため、当委員会としましては、月例給と同様に、県職員の特別給を引き上げることが適当と判断いたしました。
- 改定内容としては、県職員の特別給は0.05月単位で改定を行うこととしていることから、支給月数を0.15月分引き上げることとしました。
- 引上げにあたっては、国及び他の地方公共団体の状況等を踏まえ、勤勉手当に配分することとしました。
- この改定は、本年12月期分の特別給から実施することとしました。

3. 定年引上げに伴う措置

また、本年は給与改定以外に令和5年度から実施される職員の定年引上げに伴う給与に関する措置について、2点勧告しました。

- 1点目は、再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員）の給料及び期末・勤勉手当を定年引上げの対象となる職員と均衡させることです。

- 2点目は、50歳を超える職員の昇給の標準号給数を現行の2号給から国と同数の4号給に、55歳を超える職員は同じく1号給から0号給にすることです。
- いずれも、高齢期の職員のより一層の能力発揮のための措置であり、令和5年度から実施することが適当と判断いたしました。

4. 勧告実施の要請

勧告の内容は、以上のとおりです。

本県職員は、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を護るための業務をはじめ、様々な分野で県民のために全力で働いています。引き続き全体の奉仕者として職務を遂行していただきますようお願いいたします。

つきましては、この勧告の実施のため、所要の措置をとられるよう要請します。

5. 人事管理に関する報告

その他、人事管理に関して、「勤務環境の整備」、「人材の確保」、「定年引上げへの対応」、「会計年度任用職員等の勤務条件」について意見を述べています。

いずれも県職員が心身ともに健康を保持しながら、やりがいと意欲を持って公務に邁進することができるよう、職場環境や体制作り等についての改善・充実に向けた意見ですので、留意・配慮をお願いします。

特に、新型コロナウイルス感染症対策も3年目となり、令和3年度は、精神疾患による長期療養者数、メンタルヘルスに関する健康相談件数が増加するなど、職員の心身への負担が懸念される状況となっており、平時以上の総合的な支援、相談体制を含めた健康管理体制の拡充に努めていただきますようお願いいたします。